

(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社 特定調停第5回期日の概要

1. 日 時 平成20年6月18日(水)午後3時 ~ 午後4時

2. 場 所 大阪地方裁判所 第二別館3階 第6債権者集会室

3. 出席者

(1) (社)滋賀県造林公社

申立人 滋賀県造林公社副理事長、代理人弁護士 ほか

相手方 10機関(全員出席)

滋賀県からは、琵琶湖環境部長、代理人弁護士 ほか

(2) (財)びわ湖造林公社

申立人 びわ湖造林公社副理事長、代理人弁護士 ほか

相手方 2機関(全員出席)

滋賀県からは、琵琶湖環境部長、代理人弁護士 ほか

4. 概 要

(1) 公社代理人弁護士から経営改善計画書の変更案について説明があった。

(2) 本県代理人弁護士からは、

- ・ 大阪府他7団体から出された意見書に対する考え方について説明
- ・ 公庫債務について、県が公社と連帯して長期にわたって分割して支払うこと(重畳的(ちょうじょうてき)債務引受)について提案を行い、公庫と下流社員に理解を求めた。

(3) 農林漁業金融公庫からは、「公社の申立てにかかる本調停自体に対する意見は、これまでと変わっていないが、県代理人からなされた重畳的債務引受の要請については、債務の正常化に資するものであり、これを排除しないと考えている。」との意見が出された。

5. 次回以降の調停期日

第6回期日 平成20年 8月 5日(火) 午後1時30分から

第7回期日 平成20年 9月16日(火) 午後1時30分から

第8回期日 平成20年10月27日(月) 午後3時から